

学校法人京都成安学園情報セキュリティ 基本規程

平成25年2月23日制定

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）が所有し管理している情報資産のセキュリティを確保することを目的として、その基本方針ならびに方法、学校法人京都成安学園情報セキュリティ委員会（以下、「委員会」という。）に関する基本的事項等について定めることを目的とする。
- 2 個人情報の取得、利用、保管、その他の取り扱いについては、学校法人京都成安学園個人情報の保護に関する規程（以下、「個人情報保護規程」という。）によるものとする。

(情報セキュリティ基本方針)

- 第2条 本法人の目的である学校教育を行うためには、様々な情報を有効的に活用することが不可欠であり、本法人は、本法人の責任において公開している情報以外に所有し管理している全ての情報資産について、安全かつ適切に保全する義務と責任を有する。
- 2 本法人はかかる情報資産の保全に関して本規程を定め、本法人の全ての構成員に対してその遵守を求めることで、情報資産への不正アクセスや誤使用、破壊、改竄、法人外への流出等を未然に防ぎ、情報セキュリティの確保に努める。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 情報資産 情報及び情報を管理する仕組み（情報システムならびにシステム開発、運用及び保守のための資料等）の総称
- (2) 情報セキュリティ 本法人が保有し管理する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること
- (3) 情報システム 同一組織内において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの

(適用範囲)

第4条 この規程が適用される情報資産の範囲は、本法人の責任において公開している情報資産以外に所有し管理している全ての情報資産とする。

第2章 情報資産の分類と運用内規

(情報資産の分類)

第5条 この規程が適用される情報資産は、機密性、完全性及び可用性の観点から、次のとおり分類する。

- (1) 第1号情報資産 情報資産のセキュリティが侵害されること、情報資産が破壊及び改竄されること、情報資産へのアクセスが障害されることにより、本法人ならびに本法人が設置する各学校の正常な運営や、学生、園児、卒業生、職員など本法人と関係ある者のプライバシーに重大な影響を及ぼすおそれがあり、その保全、リスク回避ならびに迅速な復旧が必要とされる別表に定める情報資産
- (2) 第2号情報資産 前号以外の情報資産

(内規)

第6条 この規程の目的を達成するため、次のとおり内規を定める。

- (1) 成安造形大学学事システム運用内規
- (2) 成安情報サービス運用内規
- (3) 成安造形大学学生募集システム（GMS）運用内規
- (4) 第1号情報資産バックアップ取扱内規
- (5) 成安造形大学附属図書館システム運用内規
- (6) 第1号情報資産取扱内規
- (7) 業務用情報機器取扱内規
- (8) 情報通信取扱内規

第3章 情報資産の保全と構成員の責務

(組織及び体制)

第7条 情報セキュリティの統括責任者は理事長とし、次のとおり学校部門ごとに管理責任者を置く。

- (1) 法人部門 法人本部長
- (2) 大学部門 学長
- (3) 幼稚園部門 園長

(責務)

第8条 本法人の理事、監事、評議員、特別顧問及び全ての職員（以下、「本法人の構成員」という。）は、情報資産を保全することの重要性を認識し、不断の努力をもってその保全に務めなければならない。

- 2 本法人の情報資産を利用しようとする者は、この規程を遵守するとともに、意図の有無を問わず情報資産に対する権限のないアクセスや改竄、複写、持ち出し、破壊、遺漏等をしてはならない。
- 3 情報資産の利用者は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに統括責任者もしくは管理責任者に報告しなければならない。
- 4 研究室等において職員が自ら直接管理する情報資産については、各自が責任を持って管理しなければならない。
- 5 統括責任者は、本法人の情報セキュリティの維持及び向上に留意し、情報セキュリティ対策を推

進するものとする。

- 6 管理責任者は、統括責任者を補佐し、委員会と協力して本法人の情報セキュリティの維持とその保全のための対策等の推進を行うものとする。

(構成員への周知)

第9条 本法人は、情報の取り扱い及びその機密保持の重要性について、本法人の構成員に対して周知し、情報セキュリティに関する倫理教育等を積極的に行わなければならない。

(情報資産の持ち出し)

第10条 第5条第1号に定める第1号情報資産は、本法人外に持ち出してはならない。

2 業務の遂行上、止むを得ない事情により前項の情報資産を本法人外に持ち出す場合の方法ならびに手続き等は、第6条の内規に定めるところによる。

3 所管部署の責任者の許可を得て、当該情報資産を本法人外に持ち出す場合は、情報の漏洩等が生じることがないように情報セキュリティに最善の配慮をするものとする。

(情報保護に関する合意書等の締結)

第11条 業務の遂行上、止むを得ない事情により第1号情報資産を本法人外の者に提供する場合は、前条の手続きに基づくとともに、当該情報資産の提供先との間で情報保護に関する合意書等を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(情報資産保管場所の秘匿)

第12条 本法人の構成員は、情報資産の保管場所を公開してはならない。

第4章 委員会

(委員会)

第13条 本法人の情報資産の保全に関わる事項について協議し、必要とされる場合に対処するために、委員会を置く。

(委員会の構成)

第14条 委員会は、理事長が任命した者をもって構成する。

(委員会の任務)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、必要に応じて理事長に対して意見を具申するものとする。

- (1) 情報セキュリティに関する全学的な施策に関する事項
- (2) 情報資産の危機管理に関する事項
- (3) 情報セキュリティの水準を維持するための情報セキュリティの見直しに関する事項
- (4) その他情報セキュリティに関する重要な事項

(委員長)

第16条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、理事長が任命する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長を務める。
- 4 委員長に支障あるときは、委員長が予め指名した者が委員長の職務を代行する。

(委員会の運営)

第17条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会は出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会の事務は、法人本部がこれを行う。

第5章 情報セキュリティ事故への対応

(情報セキュリティ事故への対応)

第18条 統括責任者及び管理責任者は、情報セキュリティ事故（以下、「事故」という。）が発生した場合に備えて、事故対応手順を作成しなければならない。

- 2 事故が発生した場合、統括責任者及び管理責任者は、前項の事故対応手順に従って対応するものとする。

(通報義務と事故発生の報告)

第19条 本法人の構成員は、事故が発生した場合は、統括責任者及び管理責任者に通報しなければならない。

- 2 通報を受けた統括責任者及び管理責任者は、委員会及び関係する部署に対して、速やかにその旨を報告しなければならない。

(事故対応の報告)

第20条 統括責任者及び管理責任者は、事故の処理後、通報者、委員会及び関係する部署に対して、その結果を報告しなければならない。但し、事故処理が長期に及ぶ場合は、適宜、事故処理の経過について報告するものとする。

(事故再発の防止)

第21条 委員会は、結果報告に対して、同様の事故の発生を回避する方策を講じなければならない。

第6章 監査

(情報セキュリティ監査責任者)

第22条 本法人に情報セキュリティ監査責任者を置く。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティの統括責任者が本法人の構成員の中からこれを任命する。

3 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティの統括責任者の指示に基づき、第23条に定める監査を統括する。

(監査)

第23条 情報セキュリティ監査責任者は、本法人の構成員の中から監査実施者を指名して、情報セキュリティ基本方針ならびにこの規程の実施状況について監査を実施し、その結果を情報セキュリティの統括責任者に対して報告するものとする。

第7章 改廃

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、学校法人京都成安学園諸規程管理規程第9条の2に基づき、平成27年8月1日から改正施行する。